

琴平町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年6月

琴平町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 1
2. 目標 3
3. 計画の期間 3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . 7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、琴平町立学校の教育職員の業務量管理および健康確保措置を適正に実施するために策定されたものである。本町では「琴平町立学校職員の時間外在校等時間に関する調査」を令和3年度から継続して実施しており、その結果をもとに多角的に在校等時間の短縮に取り組んできた。しかし、令和6年度の実績では時間外在校等時間が45時間を超える割合が46%、令和7年度においても45%に達しており、業務の負担感が依然として大きい現状がある。このような状況を踏まえ、特定の業務負担を軽減し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが急務となっている。

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、教職員が心身の健康を保ち、専門性を発揮しながら生き生きと教育活動に取り組める環境を整備することを目的としている。

(2) 本町の現状

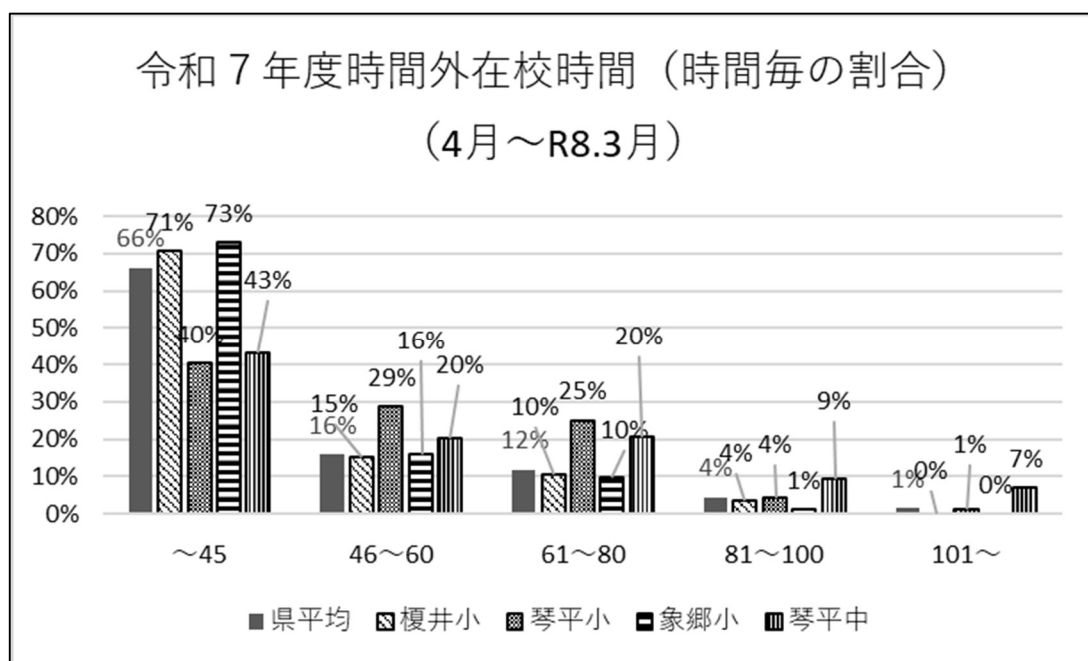
令和7年度の本町における教育職員の勤務状況（1図）をみると、時間外在校等時間が「45時間以下」である割合は、榎井小（71%）や象郷小（73%）で7割を超えており、県平均（66%）を上回っている。令和6年度の榎井小（69%）や象郷小（60%）と比較すると、いずれも改善が見られ、各校における業務改善の取組が着実に成果として表れていることがうかがえる。

一方、琴平小（40%）及び琴平中（43%）は、45時間以下の割

合が県平均を大きく下回っている。ただし、琴平小では、令和6年度に29%であった「61～80時間」の層は25%へ減少しており、多忙化解消に向けた現場の継続的な努力が改善の兆しとして現れている。

町全体では、上限指針の目安とされる45時間を超える職員の割合が、6年度の46%から7年度は45%と、横ばいで推移しており、抜本的かつ有効な改善策が見出せない状況である。特に深刻な「81時間超」の層は、琴平中において計16%存在し、県平均の5%を大きく上回っており、依然として厳しい勤務実態にある。

教育の質を維持するためにも、一部の学校で見られる良好な改善事例を町全体に波及させ、さらなる業務の見直しと時間的余裕の創出を推進していく必要がある。



【令和7年度の時間外在校等時間の状況（1図）】

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 時間外在校等時間については、1箇月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にすることを旨す。
- ・ 1年間における1箇月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度に短縮することを目標とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合1%まで減少させる。
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を100以下とする。
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できる教育環境を旨す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みむ。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、少年育成センターが行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆学校徴収金の徴収・管理の適正化（「3分類」③関係）

- ・ 給食費については、今年度より無償化を実施したことに伴い、従来の徴収・管理業務は解消された。
- ・ 今後は、残る教材費や学年費等の学校徴収金について、教職員の事務負担軽減および現金管理リスクの回避の観点から、公会計化や外部委託等の手法を含め、その導入に向けた検討を進める。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 学校と教育委員会が緊密な情報共有を図り、組織的に対応する体制を強化する。また、事案の深刻度や必要性に応じて、町顧問弁護士等の専門家から助言・指導を受けられる環境を整え、学校とともに当該苦情等に適切に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・ 学校事務体制の強化のため、毎月3回共同学校事務を実施するとともに、教育委員会内に共同学校事務室を整備し、年5回行う。

◆学校プールの施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・ 学校プールの管理業務については、令和11年の小学校統合に合わせてプール施設を廃止し、プール授業については総合型地域スポーツクラブによる外部委託を行う。
（中学校プール施設は令和2年新築時に廃止している）

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 令和9年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、令和9年度中に、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の配置を進める。
- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を50%とし、専門的な知見を

活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、欠席連絡やテスト採点などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、60%から80%にする。
- ・ 各校の勤務時間外の留守番電話機能設置は完了しているが、更に電話の録音機能の設置を進める。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規

定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に管理職等による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員

がいたる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となつて
いる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善される
ことを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。